

令和7年度第2回高知県森林環境保全基金運営委員会 会議要旨

- ◎開催日時 令和7年10月30日(木) 9:30~12:00
◎開催場所 高知城ホール 2階 大会議室
◎出席者 委員：松本副委員長、池知委員、入江委員、岡村委員、小栗委員
近藤委員、立石委員、堂本委員(欠席：比嘉委員長、田中委員)

事務局：林業環境政策課

事業担当課：中山間地域対策課、森づくり推進課、木材増産推進課、
木材産業振興課、自然共生課、高等学校課、生涯学習課

1 開会挨拶

2 報告事項

- (1) 学校林の活用に関するアンケート調査結果について【資料1】
(2) 森や自然を活用した幼児教育・保育への支援に関するアンケート調査結果について【資料2】
・事務局より資料1、2をもとに説明

(副委員長)

(資料1 P6 今後の対応方針) 学校林の情報共有にあたっては、管轄の教育委員会と、実際に整備を行っている森林整備公社を加えた方がよい。

(委員)

(資料2 P2 問2) 「自然教育・保育を実施している」と回答した施設は多いが、その活動内容の幅は大きいと考える。

(副委員長)

(資料1 P2 問3) 学校林を避難訓練に活用している学校がある。そのように明確に必要な場所であれば、管理や手入れを意識できる。現在の学校林が活用しにくい場所にあるならば、学校のための学校林になるような場所を、再度エリア指定することを考える必要がある。

(委員)

(資料1 P3 問4) 学校林の場所が分からない、行ったこともない、活用予定もない、活用できる状況にないという学校が多い。このままでは、間違いなく放置林となる。学校林は

森林環境学習の場として、再生林の過程や鳥獣被害対策の見学などに活用できるが、学校林にこだわり過ぎると学習面でのフィールドは限られるため、切り離して考えた方がよい。教育委員会が学校林を放置している状態が問題。次のステップを考える時期である。

(副委員長)

森林整備公社も教育の森の立木販売の入札を発注しているが、不調が続いていて整備に繋がっておらず、管理の部分で壁にぶつかっている。こういったことも踏まえて学校林をどう整備していくのか。設置した当時の状況と今の状況が違うのであれば、ゼロベースから考えなければならない大きな転換期だと思う。

(委員)

学校林の活用でも、自然教育・保育でも安全管理の問題が大きい。例えばムカデやマダニなどの危険生物への対処では、その危険生物の特性を子ども自身が学べるような危機管理体制が重要だと考える。

(林業環境政策課)

学校林を放置してはいけないが、一斉に手を付けていくのは体制的に難しい。森と緑の会と連携しながら、森林環境学習の教材として生かしていきたい。

自然教育・保育については、施設によって温度差があると思っている。次年度は山の学習支援事業の対象とし、まずはモデル事例をつくることで、今後の横展開や、幼稚園・保育所を繋ぐ仕組みなども検討していきたい。

3 議事

(1) 令和7年度森林環境税活用事業の中間報告について【資料3、補足説明資料1】

- ・事務局及び事業担当課より資料3、補足説明資料1をもとに説明

(委員)

こうち山の日推進事業について、「緑の少年団」という名前の既存団体があるのか。または、子ども会などの団体で森林保全活動をする団体を「緑の少年団」と称するのか、そこがよくわからない。

(林業環境政策課)

子ども会、スポーツ少年団、学校での活動等で森林保全活動をする団体を「緑の少年団」として支援することを想定している。「緑の少年団」には、全国植樹祭におけるお手植えの介添えという役割もあるため、地域で掘り起こしを行っていく。

(副委員長)

「緑の少年団」という名称の団体があらかじめあって、その団体に限って補助するのか、子ども会等の団体が緑化活動している団体も含めて補助対象となるのかが分かりづらい。

(林業環境政策課)

いわゆる「緑の少年団」に限らず、森林保全活動を行っている子ども会等も含めて支援をしていく考え。

(副委員長)

補助対象を「緑の少年団」という表記ではなく、「緑の活動に関わる団体」というような書き方であれば、子ども会等も含めた支援ということで違和感がない。

(委員)

現状、県内で「緑の少年団」として活動している団体は多くあるのか。

「緑の少年団」的な活動を広めていくというのであれば、子ども会などの団体が何を実施しているかを把握して、自分たちの活動に繋がることをPRした方がよい。例えば、スポーツ少年団に対しては、「山で活動することで体力の底上げができる」といったPRが考えられる。

(林業環境政策課)

全国緑の少年団連盟の資料では、高知県の地域単位の団体数は現在146団体で、人数は3千人余りとなっている。子どもたちが就学し地域の子ども会に加入する際、入会届に、希望する様々な活動項目が記載されており、その中のひとつに「緑の少年団」活動がある。そこに機械的に「希望する」とのチェックが入っていると思われ、実際に「緑の少年団」としての活動をしている団体は少ないのが実態と捉えている。今後は団体の掘り起こしのため、子ども会・小中学校・スポーツ少年団等を直接訪問する予定。森と緑の会と連携しながら丁寧な説明をしていきたい。

(委員)

木の香るまちづくり推進事業について、昨年度よりも実績数が落ち込んでいる。銀行・ホテルのような規模の大きな事業者だけにPRするだけでなく、実際に改修や建築を行う設計者や施工者にもPRはしているのか。

(木材産業振興課)

設計者や施工者に対してもPRを実施している。

(委員)

木育指導員は木材を使って作品を作ることが主な研修内容となっている。今後、生涯学習課の森林活用指導者養成講座で請け負っていた子どものための森づくりという点を、木育指導員に組み込む必要があるのではないか。木がどんな教材になりうるのか、子どもにとってどんな環境が必要なのか、教育環境としての森をどう作っていくのかという視点が指導者にとって必要。そこをどうフォローできるかを考えた方がよい。

また、木育指導員養成講座だが、山の一日先生となる前の段階のフォローができていない。森林環境学習の講師を務めるには、活動場所や参加者の人数・年齢層等に合わせて内容を企画する能力が必要だが、そこに対するフォローがない。自立への道をきめ細かくフォローすることを考えてほしい。

(林業環境政策課)

森林活用指導者養成講座の廃止について、生涯学習課とはまだ調整ができていない。目指すべきものを整理し、木育指導員養成講座に生かしていきたい。

木育指導員のキャリア形成に繋がっていない点は、以前から課題と認識している。他県の先進的な取組も参考としながら、森と緑の会と協議をしていきたい。

(委員)

高校生森林環境理解事業について、学校林を活用したフィールドワークや研修を、高校だけでなく小中学校にも横展開していくことで、学校林の活用に繋がることが期待できる。

(高等学校課)

昨年度は高校生SDGsフォーラムにおいて、森林環境税を活用した事業の各校の取組を発表した。他の学校等に周知する取組は今後も実施していきたい。

(副委員長)

フォーラムでの発表の際に、森林環境税を使っているというPRはあったか。

(高等学校課)

生徒は財源まで意識して発表は出来ていないと思う。

(副委員長)

学会発表でも財源について説明することがマナーになっているので、ぜひ森林環境税のPRをしていただければと思う。

(委員)

木の香るまちづくり推進事業について、事業評価シートに課題に対する対応を記載しているが、宣伝する場所を増やすだけになっている。根本的に活用されていない理由があるはずなので、原因の究明と対応策を考えたほうがよい。

(木材産業振興課)

事業者の意見を聞く中では、事業を知らない方もいるのでPRの必要性はある。過去には、事務処理が煩雑であることから申請を取り下げた事例もあるので、申請様式の簡略化も必要と考える。土佐経済同友会や高知商工会議所の会員の方にアンケートを取っているのですが、どういった部分がネックになっているのか分析したい。

(林業環境政策課)

森林環境税の予算の配分という面から見ると、今年度の予算額は約2億円。予算の内訳は森林環境学習や普及啓発、ボランティア支援で65%、鳥獣害対策等で25%、木材利用は10%の割合となっており、バランスを欠いている部分がある。木材利用の促進は川上の活性化にも繋がるので、森林環境税を活用した木材利用の取組については引き続き検討していきたい。

(委員)

事業内容は良いと思うが、全体を見たときにこの事業だけ浮いている。森林環境税の使われ方として向いてない印象もある。今後の展開に期待したい。

(林業環境政策課)

来年度からは次期森林環境税の延長についての検討を始める。委員のご意見については、そうした検討の場で議論を進めていきたい。

(委員)

指定管理鳥獣捕獲等事業委託料について、県の猟友会が事業を受託していると思うが、他にプロポーザルに応募した事業者はいるのか。また、国有林内であるにも関わらず、県の森林環境税を使う意味はあるのか。

(中山間対策課)

公募型プロポーザルで事業者を募集しており、今年度の応募は1事業者、県の猟友会であった。他の認定鳥獣捕獲等事業者にも声はかけている。また、国有林内で県の森林環境税を使う意味だが、シカの被害がある中、一般狩猟者の捕獲が及ばない所なので、捕獲圧を高めるために森林環境税を活用している。

(委員)

木の香るまちづくり推進事業について。県が移住促進の取組を行っているが、移住者を受け入れる家が不足している。一方で空き家は多いが、相当費用をかけて改修しないと住める状態にならない。そのような空き家の改修に森林環境税を活用できないか。移住者はSNS等による発信を行っているので、県産材を有効活用して空き家を改築し、そこに住む移住者に県産材の魅力を発信してもらう取組が望ましい。

また、森林環境学習フェアについて、廃止してはどうか。芸能人についても、森林環境学習に関係ないのではないか。2日間を1日にするという見直し案はよいと思うが、実施するのであれば、木工など体験に特化した形とし、林業、森林保全に関するパネル展示を行うなど、コンセプトを絞ってはどうか。

(木材産業振興課)

個人住宅については、こうちの木に住まいづくり助成事業として、県産材を使用した住宅の補助を行っている。空き家対策となると当課で支援している事業はないが、住宅課で支援している事業があるかもしれないので、確認する。

(事務局)

この事業の趣旨は多くの方に木の良さを普及することであるため、多数の県民の方に来ていただける公共的な場所という条件があり、対象がやや限定されている。個人や移住者向けの住宅に関しては、他の補助金を活用いただき、そこに県産材を使っただけようお願いしている。

(林業環境政策課)

もくもくエコランドはアンケートによる来場者の満足度が高いため、継続方向で考えている。ステージイベントについては、森林そのものに関心がない方にも来ていただき、会場を周遊してもらいたいと考えているため、集客力を高めるうえで必要性を感じている。現時点では2日間開催の予算を計上しているが、関係者の意見を聞きながら、1日に短縮することを考えている。短縮の上は、メリハリの効いた運営を検討していきたい。また、委員からご意見のあった体験型重視という点についても、来年度の企画に反映させていきたい。

(2) 令和8年度森林環境税活用事業の検討状況について【資料4、補足説明資料2】

- ・事務局及び事業担当課より資料4、補足説明資料2をもとに説明

(副委員長)

高知県ではまだツキノワグマの被害がないが、他県では被害が出ている。高知県でもツキノワグマは20頭から40頭生息している。錯誤捕獲という形でクマが捕獲されたり、三嶺

の登山道にクマが出没している現状がある。現在は市街地まで進出するクマはいないかもしれないが、餌がない状況の中で迷い込んでくる可能性がないのか、クマの出没に関する情報共有や、クマと遭遇した場合の対応について確認すべきである。

また、三嶺周辺の山間地域など被害が出る可能性がある地域では、他の県で進められているように、クマの隠れ処となる茂みの除去などの事業化を念頭に置いて考えるべきである。狩猟者の安全のためにも、クマ対策を今後の検討から外さないようにすべきである。

(委員)

林業大学校では、募集定員の半分しか応募がなく、また、幡多農業高校から林業大学校に進学する生徒も0人と聞いている。林業に就業するきっかけが失われている状況で、非常に危機感を持っている。県の産業振興計画では、原木生産量の減少を高性能林業機械の普及等でフォローしていくということだが、機械を動かす人手が不足していることから、増産には繋がらないと考えている。また、再生林のほとんどを森林組合で実施しているが、植え付けや下刈りには多くの人役が必要である。林業の仕事は多くあるが、人手が不足している。人づくり、担い手づくりについては、教育現場の情報を共有するなど、総合的に部局を超えて連携する必要がある。森林環境税もそういったところに活用してもらいたい。

(委員)

若い林業従事者を育てることはとても大事である。同時に、県外からのUターンやIターン、年齢を重ねている方に対して、林業へ従事する際の補助をもう少し手厚くするか、補助があるとすればもっと発信されていれば、希望者も増えるのではないか。サラリーマンとして働いている方の中には、林業のライフスタイルを魅力に感じる人も多いと思う。

(森づくり推進課)

林業大学校は、今年度初めて応募自体が定員に満たないという状況が発生した。そのため、農業高校以外の普通科の高校に対しても積極的に出前授業等のPRを実施している。県外のUターン・Iターンに対しては高知フォレストスクールを東京・大阪・オンラインで開催するほか、移住相談会等、様々なチャンネルを使ってPRしている。若い方以外の支援では、国の事業では45才まで給付金の対象となるが、そこに上乗せする形で、65才までの方に県で月15万円を支援して林業大学校で学べる環境を整えている。金額については10年前から変わっておらず、現在の物価指数と連動できていない状態のため、来年度に向けて対応の検討を行っている。

(事務局)

担い手の問題は産業振興の面でも非常に重要。森林環境税を活用した事業では、森林の大切さや保全の意味を県民の方に伝え、林業就業者となりうる方の分母を広げていくような

取組に活用していく。そうして育った方をいかに林業への就業に繋げていくかについては、産業振興施策の方でしっかりと対応していきたい。

(副委員長)

大学では、林業の現場職に就職する学生が増加している。そうした学生に共通するのは、幼少期に山へ出かけたり、山で何らかの活動をしたりといった体験がある。

しかし、近年は山での体験がない子どもが増えており、また親世代も同様に体験が少ないという現状がある。このため、体験機会の少ない人々に、積極的に林業に関する体験を促すことが、10年後の林業を支える人材育成に結びつくと考えます。

(委員)

幼少期の体験が重要であるという観点から、「木育指導員」の明確な定義付けが必要だと考える。もしその定義が「子どもの自然体験活動を支援する人材」であるとすれば、現行の木育指導員養成講座のブラッシュアップが求められる。具体的には、子どもの知的好奇心をより触発できるような内容であったり、生涯学習課が実施する「森林活用指導者育成研修」の修了者の学びを活かした、子どもの自然体験の環境整備ができるようなカリキュラムの検討である。また、講座修了者が自立して活動できるよう、フォローアップ制度の創設も検討すべきである。

学校林については、近隣に学校林などのフィールドがありながら、活用方法に悩む学校も少なくない。このような学校をモデル校に指定し、学校林の整備をゼロから行い、それが森林環境学習と連携するような取り組みを進めることも、今後の方向性として考えていくべき。

(林業環境政策課)

木育は、「高知県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例」において、「県民の生活に必要な物資としての木の良さ及びその利用の意義を学ぶ活動」と定義している。

木育指導員養成講座で育成した人材の活用や、学校林のモデル校といった活用の提案については、引き続き課題として森と緑の会とも考えていきたいと思う。

(委員)

利用に限定されるということか。

(事務局)

条例の「利用の意義を学ぶ」という表現は、木材利用が森林整備につながる点まで含め、運用や解釈でその範囲を広げることが可能である。

(副委員長)

木工だけでは、子どもたちは木材の利用の意義を十分に理解しにくく、応用力や課題解決力を養うのが難しいため、その点も踏まえて幅広く検討していただければと思う。